

全国森林計画(案)に対する意見及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数 (37項目)

- 1:既に原文に含まれていると考えられるため、修文に至らなかったもの (26項目)
- 2:意見を踏まえ修正するもの (2項目)
- 3:その他、今後の検討の参考等 (9項目)

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
1	Ⅲ 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項	<p>(3) 治山事業に関して記載のある 山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。</p> <p>に関してですが林道や林地災害の被災箇所に関しては、管理する職員数などを鑑みて現場確認など行う民間事業者からも情報を収集する体制を強化を検討していただきたい。</p> <p>素材生産地などに隣接している林道等であれば早期の復旧や簡易的な補修などを実施でき公益性もあり、民間事業者側には公道の土砂撤去などの許可が早期に確保できるので両社に利点があると考えております。</p> <p>ついては 流域内における民間事業者と地域の連携を強化するといったような文言を追加できないでしょうか。</p>	1	<p>山地災害時等における民間事業者との連携については、Ⅲ. 2. (3)の「山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。」の記述に含まれていることから、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p> <p>具体の事例として、山地災害等に係る情報の収集においては、認定非営利法人と森林管理局との協定に基づき、地域の森林土木技術者等を防災ボランティアとして活用し、大規模災害等に対するより迅速かつ円滑な災害対策の実施及び地域住民の防災意識の向上を図っているところです。また、民間事業者に限らず、地域の治山事業の経験者や市町村の職員などを対象に、都道府県知事が山地防災ヘルパーとして認定し、山地災害の情報収集に対する連携強化を図っている事例もあります。</p> <p>なお、林道についても地域の実情に応じ、地方公共団体との協定に基づき、建設業協会等が被害状況調査や応急工事を実施する取組が進められているところです。</p>
2	全般	<p>意見：全国森林計画における早生樹(コウヨウザン、センダン、ヤナギ、キリ、ユーカリ等)の位置付けを明記していただけないか</p> <p>理由： ・適地適木、従来樹種が原則なのは承知しているが、直近の国内・国際市場における針葉樹の需要や特性を考慮すると、より生産性の高い樹種を生産することで、林業事業者の経営基盤を強化することが可能になるのではないかと。引いては森林の公益的機能を強化する一助になるのではないかと。</p> <p>・直近で拡大している木質バイオマス発電所では、良材だけでなく希少な樹種まで燃やされている。木質バイオマス発電は必ずしも、希少種を燃料とする必要がないため、それらを保護するためにも、生産量に優れた樹種の造林を位置づけられないか。</p> <p>・早生樹は、全国森林計画に明記されていないため、都道府県の担当課(担当者)ごとに対応が異なり、早生樹の造林・素材生産事業を行うにあたって不確実性が高い。不確実性を軽減するためにも、林業政策の中でどのような位置づけとすのか明記してもらえないか</p>	1	<p>全国森林計画においては、Ⅱ. (3). ア人工造林の「成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木」に早生樹も含まれているところです。</p> <p>一方で、全国森林計画は、全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものであるため、特定の樹種に係る記述については、都道府県知事がたてる地域森林計画において、その地域における自然条件等を踏まえて記載されることが適切であると考えています。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
3	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	<p>4 森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等 その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。</p> <p>(2) 林業に従事する者の養成及び確保 地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組む。また、林業従事者の…他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。</p> <p>(5) その他 森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。</p> <p>上記に対する意見 法的な根拠のない森林簿ではなく、法的な根拠に基づいた林地台帳による森林管理を開始することを明記していただかないと、都道府県や市町村が動けません。農地筆ポリゴンの次は林地筆ポリゴンに期待しているところですが、今年一月に、登記所備付地図データが公開され、地番が台帳と地図を結びつけ、台帳と地図どちらも更新していくことが決まっており、幹になる情報になります。 ちなみに登記簿の名前と面積は固定資産課税台帳情報と連動していくことも決まっており、相続人申告登記(義務を果たしたことになる制度で社会全体にメリットがある)も林地台帳と連動できることが望ましいです。2026年4月までに所有不動産記録証明制度(住所と氏名を索引にして日本全国の所有不動産を検索・証明できる制度)が開始されるので、県外の所有者とつながることで新たな価値に期待できます。そのために、地番でつながるベースレジストリーが今回の全国森林計画に明記されている必要があります。LiDARによる点群データ(単木情報)と林相区分図を地番ポリゴンで切り抜くだけで、森林所有者にも、施業プランナーにも行政側にもメリットが生まれます。 地域に実態に応じた林業がわかりやすく、伝えていくことは、森林・林業関係者の役割であり、責務でもあります。</p>	1	<p>現行計画において、II. 4. (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等の中で、林地台帳による森林所有者情報の精度向上を図ることや情報提供の促進について記述をしているところです。さらに、今回、「あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。」の記述を追記しているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
4	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	<p>(2) 林業に従事する者の養成及び確保 技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組む</p> <p>上記に対する意見</p> <p>現場従業員の標準的な税込年収「緑の雇用」アンケートによると 素材生産量10,000立方メートル以上の事業体では技能等の客観的な評価ができていると思われませんが、 素材生産量10,000立方メートル未満の事業体では技能等の客観的な評価ができていないと思います。 背景として「森林法」の改正により森林施業計画制度が見直され、 計画の対象となる森林の規模をおおむね30ヘクタール以上となった平成13(2001)年から 小規模所有林の多い地域で、なおかつ、地籍調査が遅れている地域は 植林の経験がない経営者に入れ替わり、林業として成立できていない事業体があります。 林業の技術と技能のない人が経営側におられるということです。</p> <p>そのような事業体は、赤字決算にならないように固定費を圧縮するため 技能等の評価は関係なく日給10,000円からスタートで毎年200円から300円上がるのが現実のようです。 これらは、経営者として事業ごとの評価ができず、他産業と林業は乖離の状態にあります。 租税負担と社会保障負担と国民負担率と財政赤字を加算した潜在的国民負担率が50%を超えた平成23(2011)年から 林業に従事する者が家族を養うためのなりわいとしてあきらめなければならぬ現実が現れてきました。</p> <p>また、21世紀に入り、手入れが止まってしまった森林が増え、20世紀と同じ施業をするにも手間がかかります。 特殊伐採には特殊伐採の相場(50,000円/人)があるように、普通作業員や特殊作業員の単価ではなく、 林業の仕事に応じた単価の設定が求められています。 森林施業以外にライフラインを守る事業と特殊伐採を含め新たな職工別の単価を示していただきたいです。 新たな職工別の単価は新たな15年間で市町村の担当者様と信頼が信頼関係が築け、 持続可能なまちづくり・林業につながります。</p>	3	<p>全国森林計画は、全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものであり、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	<p>P2、1.1中の『・・森林害虫や野生鳥獣による被害対策などの・・』について ・シカ被害が生物多様性の保全や国土強靱化対策に係る土砂流出などの大きな要因となっており、加えて以降の文で『シカ等による森林被害も含めた・・』との文関係においても、シカを具体的に記載すべきではないかと考える。例えば、『・・森林害虫やシカ等の野生鳥獣による被害対策などの・・』に修正が必要ではないでしょうか。</p>	1	<p>ご指摘の箇所の記述については、シカによる被害対策も含まれているものですが、ここでの記述は、森林の有する諸機能を高度に発揮するための手段を網羅的に簡潔に記載しているものであるため、原文のままさせていただきます。</p>
6	第1表	<p>P3、第1表の基本方針の水源涵養機能に係る森林整備及び保全の基本方針の『ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源・・』について ・水循環基本法及び令和2年に改正された水循環基本計画も踏まえ、水源涵養機能の維持増進を図る森林の対象として『地下水域(盆)』等を追加明記すべきではないでしょうか。</p>	1	<p>森林の水源涵養機能には、地下水を涵養することも含まれております。 記載している森林について、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備・保全することにより、ご指摘の地下水の涵養は図られるものと認識しており、原文のままさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
7	第1表	P3、第1表の基本方針の水源涵養機能に係る森林整備う及び保全の基本方針の具体的な施業の推進について ・今後、伐採・再造林により若齢の森林が多くなることが予想されます。そうすると、成長が旺盛なこのような若齢森林では多く蒸発散が行われるため、降雨量に対する地下水涵養の資源量(河川への流出、基岩下への地下水)が減少することが予想されます。このため、地下水涵養量の増加させる取組が講じることが求められている地域では、必要に応じて、盛んな蒸発散量を直接抑制する若齢林時の枝打ちを推進する等の記載も必要ではないでしょうか。	1	森林の水源涵養機能については、洪水時の流量を低減させる機能や無降雨時にも安定的な河川流量を維持する機能があります。これらの機能は、森林土壌の隙間に蓄えられた水が徐々に地中深くに浸透し時間をかけて河川に流れ出すことによるものです。このように、地下水の涵養量は、蒸発散量だけでなく、降雨量やその森林の土壌(保水力)など様々な要因によって変わり得るものと考えられます。こうしたことを踏まえ、水源涵養機能を有する森林の整備及び保全の基本方針を示しています。なお、全国森林計画は、全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものであり、個別の地域における特定の施業についての記載は馴染まないことから、原文どおりとさせていただきます。
8	第1表	P3、第1表の基本方針の山地災害防止機能／土壤保全機能に係る森林整備う及び保全の基本方針の具体的な施業の推進について ・『具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、・・』とありますが、P2中には、(崩壊)リスクの文字が使われおり、ここでも、『リスク』の表現を用いるのが適しているのではないかと考えます。例：地形、地質等によるリスクを踏まえた上で……。	1	ご指摘の箇所の前段に記載しているとおり、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林などにおける具体的な施業の方針を記載しており、そうしたリスクのある森林については、「地形や地質等」の自然条件を考慮した上で、必要な施業を推進するとしているものですので、原文どおりとさせていただきます。
9	第1表	P3、第1表の基本方針の山地災害防止機能／土壤保全機能に係る森林整備う及び保全の基本方針の具体的な施業の推進について ・シカの植生被害により土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されていない森林が多くなってきています。このため、保安林の指定やその適切な管理の推進とともに、シカ食害により土砂の流出防備等の機能が低下している森林に対する考えを記載すべきと考えます。P21の森林の保護等に関する事項中には記載されていますが、よりシカ捕獲の緊急性が明確な土砂の流出防備等の機能の低下が見られる森林については、鳥獣保護管理施策や農業被害等の対策を担う、都道府県及び国(環境省)、市町村へ捕獲強化要請を行い、シカによる植生被害の低減を推進するなどの記載が是非必要と考えます。	1	シカによる植生被害は、山地災害防止機能／土壤保全機能に限らず、それ以外の森林の有する機能にも影響するものであることから、P2のI. 1で、「各機能を高度に発揮させるための、…野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。」と包括的に記載をしているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。
10	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	P10、2.1.(2)間伐に関する次の文の『間伐に当たっては、…、適度な下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。』について、次のように修正が必要と考えます。 ・『間伐に当たっては、…、適度な下層植生を有する林分構造並びに根系の緊縛が維持されるよう、適切な伐採率、方法により繰り返し行う。』 林地傾斜のある凹地形において、最も水が集まる谷部線の立木を一直線に間伐している事例が良く見られ、このような間伐施業は林地の保全上極めて不適である。	2	間伐は残存木の成長(根も含む)を促すことを目的としているため、ご提案を踏まえ、「間伐に当たっては、…、適度な下層植生を有する林分構造が維持され、根の発達を促されるよう、適切な伐採率、方法により繰り返し行う。」と修正します。なお、立木の伐採後しばらくは伐採された木の根は緊縛力を有しているとの報告や間伐後に残った立木の成長(根も含む)により、一直線に間伐を行ってもその森林全体の根系の緊縛は維持されると考えています。

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
11	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	P12、(4)保育のうちに記載の鳥獣害防止対策は、主にシカ、ウサギ、ネズミ等が加害獣の場合には地拵え・造林の実施前に侵入防止柵等の施工が必要なことから、(3)造林中に主に記載すべきと考えます。	1	鳥獣害防止対策は、健全な森林を育成するための作業の一つであり、造林時に限らず被害状況に応じて行うべきものであることから、原文どおり(4)保育の中での記載とさせていただきます。
12	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	<p>現行案は「まえがき」冒頭において、「森林は、(中略)等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。」と規定していますが、近年特に問題視されている外国資本による森林の土地買収について、何らの牽制表現を盛り込んでいない点について意見申し上げます。</p> <p>「国民」と表現する以上日本国民を指していることは当然の共通理解です。</p> <p>一方、現実には相当な面積の森林(土地)が外国資本により買われている実態があり、農林水産省(林野庁)が毎年調査公表しているとおります。</p> <p>外国資本に買われるということは、その森林が日本国民にもたらすべきはずの効用が、水資源や金銭利潤など様々な形で国外に持ち出されてしまう可能性が生じるということです。これは、まえがき冒頭で規定する「緑の社会資本」の根本を否定する事態です。</p> <p>重要土地調査法の制定などを通じて日本政府全体では、森林はじめ日本の国土を外国資本(外国人)に買われることへの歯止めが少しずつ強化されている昨今ですが、民法等基本法制自体にこうした外国からの土地買収に対する概念が無い我が国の法制度とその現実の中で、全国森林計画に明確な牽制規定を書き込むのは難しいことも理解できます。</p> <p>しかしながら、「基本的事項」の1で所有者不明土地の問題や、「森林の整備に関する事項」の4(1)で所有者届出制や経営管理制度について触れていながら、片方で、根本の効用を否定しかねない外国からの土地買収問題に一切触れない現行案は、その問題の国土保全全体への悪影響や国家安全保障上の緊急性、重大性を考えると、国際情勢への配慮とバランスを欠いていると思われます。</p> <p>そこで、例えば、「基本的事項」の1の「基本的考え方」において、次のような表現などにより、外国資本による森林買収問題への牽制をかけていただきたく意見申し上げます。</p> <p>(例「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」の1の最初の3行を以下のように補強するなど)</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、国民共通の「緑の社会資本」として多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保とともに、森林の土地の所有関係の適正化により、健全な森林資源の維持造成を推進する。</p>	3	森林の土地の所有に関する課題への対応として、II. 4. (1)委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等の中で、森林の土地の所有者届出制度の運用などを通じて、森林所有者情報の精度向上を図る旨、記載をしているところです。
13	第3表	<p>以下、1点の意見を提出します。</p> <p>・造林面積の実績掲載希望</p> <p>前計画期間の予定数量に対する実績値の掲載を希望します。数値のみが先行することは計画の策定を困難にすることもありますが、現在の公表値を見る限り、造林未済地の解消がどの程度改善されたのか明らかではありません。次期計画(案)の予定数量では、伐採に対する造林計画が示されていますが、近年3から4割で推移するといわれる再造林率からすれば、国土保全の観点ではより多くの造林計画が必要になるのではないのでしょうか？ 確実な再造林のために、数値の公表は一つの指標になると考えます。各流域の森林計画では実績値が掲載されていますので、情報自体はお持ちなのではないでしょうか。</p>	1	前計画期間の計画量に対する直近の実績値については、令和5年4月25日の林政審議会の資料2-1のP5において示しています。なお、林政審議会の配布資料等は、林野庁ホームページからご覧いただけます。

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
14	全般	<p>私は東京都在住なので首都圏を主体として意見をさせていただきます</p> <p>上記計画のまえがきにある文章の中で「生物多様性の保全」、「地球温暖化の防止」が首都圏では全く機能していません。例えば2022年9月6日の日本経済新聞の記事では森林環境譲与税が「都市部では使い道に悩む自治体も多く、台東区と渋谷区は21年度配分額の全額を基金に積み立てた」との記事があります</p> <p>ヒートアイランド現象をご存知でしょうか？都市部こそ緑地化が必要不可欠であるにも関わらず、何十年にも渡り都市部はグレーインフラ一色です。「地球温暖化の防止」と言われましても全く説得力がございません。同時に「生物多様性の保全」など、どうしてできますでしょうか？</p> <p>かつて東京都にはグリーンベルトと呼ばれる緑地化計画があったことをご存知でしょうか？調布にあります深大寺植物公園から葛飾区の水元公園まで扇状に広大な緑地が展開される予定でしたが計画倒れになりました</p> <p>私の住む地域では外環道（仮称）が工事中ですが、今からできませんか？グリーンベルト級の緑地化。道路以外でも国有地や公共施設を積極的に緑地化していき、在来種を基本とした生物たちに生活する場所を提供する</p> <p>最後になりますが住民は「森林環境税」と言う名の税金が課せられます。国民だってバカじゃありません、私の様な凡人すら国の動向を注視しています。</p> <p>「30by30」、2030年までに達成される予定なのですか？税金を払うのは個人的に構いませんが首都圏こそその名に見合った結果を出して頂きたい</p>	3	<p>全国森林計画は、森林法に基づき全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものです。都市部の緑地化について定めるものではありませんが、都市近郊等においては、快適環境形成機能の維持増進に配慮しつつ、森林の適切な保全管理に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹林化や針広混交林の育成複層林の造成を推進することとしています。</p>
15	全般	<p>国有林と民有林のうち、課題が多いのは民有林かと思います（所有者不明、線引きがあいまい、住宅地に近く喫緊に間伐する必要がある等）。前回の森林計画、また今回の案を見ても、この「所有者」という観点からの言及はありませんでした。森林経営管理法が施行済みのため各都道府県が対応しているかと思いますが、国として手綱を引く必要はあると考えます。本計画に盛り込んでいただけると幸いです。</p>	1	<p>Ⅱ. 4. (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等の中で、「森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。」「森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。」といった記載をしているほか、「森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。」と記載しているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
16	全般	<p>どんなに良い計画を作っても計画を実行する方がいなくては成り立ちません。ご存じかと思いますが、林業は危険な仕事であるにも関わらず従事者の年間平均給与が全産業の平均値と比べて低いです。他の仕事に比べて危険なのに安い、では間口を広げたところで当然担い手は増えません。国が一定の補助を支払うなど、給与についての言及をお願いします。</p>	1	<p>Ⅱ. 4. (2) 林業に従事する者の養成及び確保の中で、「林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、…」と記載しているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
17	全般	<p>電力会社による、電気を安全に送るための送電線下伐採（保安伐採）は、全ての森林計画から除外する。</p> <p>森林計画対象区域にて、保安伐採が申請された箇所は、以後電気を安全に送るために必要な管理地とし、森林計画から除外し、5年以内の造林も求めない。</p> <p>電気は暮らしになくてはならないものであり、安定供給するためには線下伐採が必要である。現在は林業が産業として成り立っておらず、伐採就労者は非常に少なく、地権者が不明であることも多い。電気伐採と森林法を切り離して考えていかないと、伐採が追い付かず、電気が安全に送れなくなってしまう。</p> <p>災害時のみ早急にライフラインの復旧を要望するのではなく、平時の法整備をお願いします。</p>	3	<p>送電線下において、樹木の伐採後も森林として維持するか否かは、森林所有者の意向により決定されるものと考えます。森林として維持する場所については、森林法（森林計画）に基づき適正に管理していく必要があると考えています。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
18	全般	<p>現在時点での全国森林計画が策定された2021年6月以降現時点までの情勢変化をしっかりと反映すべきであるという視点から、1グローバルな動向への対応(1-1気候変動2050カーボンニュートラル(以下CN)への対応、1-2生物多様性条約COP15での合意事項への対応など)、2国内の新たな動向への対応(2-1企業の森づくりへの対応、2-2企業の木材利用への対応のど)に分けて、以下の通り意見を提出します。</p> <p>1 グローバルな新たな動向への対応 1-1 気候変動2050CNへの対応 2050CNにむけて2021年10月「地球温暖化対策計画(閣議決定)」、22年10月「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」(木材利用促進法の施行)などを十分に反映する必要があると思います。</p> <p>(1)再造林の重要性を指摘する部分で、CN関連事項を記載すべきです。 具体的な事例は以下の通り</p> <p>P1-L7 充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。 →充実した森林資源を活用すると同時にカーボンニュートラルなどを見据えて計画的に再造成すべき段階にある。</p> <p>P9-L13 さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。 →さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・吸収量増加を念頭においた植替え等を促進する。</p> <p>P11-L16 木材需要にも配慮した樹種を選定する。 →吸収量の増大・木材需要にも配慮した樹種を選定する。</p> <p>P11-L20、 苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努める。 →苗木の選定については、吸収量の拡大も念頭に成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努める。</p>	1	<p>第1表の注意書きで、森林の有する地球環境保全機能の1つである二酸化炭素の固定は、森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であるとしており、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により発揮されるものです。このため、全国森林計画では、個別の記載は行わず、I.1森林の整備及び保全の基本的な考え方の中で、森林の有する各機能を高度に発揮するための取組の推進にあたっては、「地球温暖化の防止に果たす役割」にも配慮するといった包括的な記載をしているものであることから、原文のままとさせていただきます。</p>
19	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	<p>(No.18関連) (2)脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進にむけて、木材利用者向けのメッセージを发出すべきだと思います 具体的な事例は以下の通り</p> <p>P16-L14から 木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。 → 木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況、利用木材の炭素固定量の見える化の状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能・環境性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。</p>	3	<p>全国森林計画は、全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものであり、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
20	全般	<p>(No.18関連) 1-2 生物多様性条約COP15合意事項などへの対応 22年12月COP15で合意された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の内容(陸地の30パーセントを一定水準に関する陸地にして管理(30by30)を踏まえたなど)を踏まえて、23年3月生物多様性国家戦略などが作成されました。企業などの活動を前提とした「OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)」(以下「OECM」という)など新たな動きが出てきており、これらの動向反映したものとしたりどうでしょう。 具体的な事例は以下のとおり</p> <p>P3-表1 生物多様性保全機能欄 属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。 →属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。OECMなどに関連企業などの動きも視野に入れる。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p> <p>P9-L10 また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。 →また、森林の生物多様性の保全の観点から、OECMによる企業の取組動向なども視野に入れ野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。</p> <p>P13-L21 その設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲内で定めなければならない。 →その設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者の意欲を尊重するとともに、所有者が受忍し得る範囲内で定めなければならない。</p> <p>P29-第5表4欄 (工)希少な生物の保護のため必要な森林 →(工)希少な生物の保護のため必要な森林 (オ)OECM</p>	3	<p>全国森林計画は、全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものであり、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
21	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	<p>(No.18関連) なお、生物多様性の記述に関して以下の注釈の記述を修正すべきだと思います。</p> <p>P2-末尾 注: 全国森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。 → 注: 全国森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、生物多様性保全、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。</p>	1	<p>ご指摘の注釈は、「森林の有する多面的機能」及び「森林の有する公益的機能」について、森林・林業基本法を踏まえ、森林の有する一般的な機能の定義を記載したものとされており、ご指摘の「生物多様性の保全」や「文化機能」といったより具体的な機能の全てを記載するものではありません。そのため、原文のままとさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
22	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(No.18関連) 2 国内の新たな動向への対応 企業の環境パフォーマンスデータ開示などの動きをうけて、企業関係者の森づくり、木の利用の関心が広がっています。これらの関係者が次世代森林づくりにかかわる重要性が高まっているのでそのことを反映した記述とすべきだと思います。 2-1 企業の森づくりの関係の記述 企業の環境パフォーマンスデータ開示などの動きをうけて、企業の森づくりへの関心が高まっています。そのことを踏まえた記述を加えたらどうでしょう。 具体的事例は以下のとおり P16-最終行 さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。 →さらに、森づくり企業や自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。 なお、1-2で記載したOECMIに関する加筆の提案も、この趣旨もふくめての提案ですのでよろしくお願いします。	1	「…地域住民やNPO等の多様な主体による…」の等に「企業」も含めているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。
23	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(No.18関連) 2-2 建築関係者・企業の木の利用と森林ガバナンスとの関係 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(通称:都市(まち)の木造化推進法)などの動きを反映し、顔の見える木材供給体制構築など建築関係者の木材利用の関する動きが広まり、ビッグビジネスの本社ビル木造化などの動きが広がっています(きづかいシンボ2020での投稿海上日動火災保険(株)本社ビルの木造化など)これらの動きを森林の再生など循環利用につなげていく必要があると思います。関連した記述を追加すべきだと思います 具体的な事例は以下の通り P16-L24(4)木材加工・流通体制の整備の次 (5)その他 →(5)消費者・需要者 木材利用促進に取り組む事業者が、利用する木材の合法性・跡地の再造林・持続可能性などを担保するため、木材の履歴(トレーサビリティ)を明確にするように、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」にもとづく建築物木材利用促進協定などの運用を進める。 (6)その他	3	全国森林計画は、全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものであり、特定の事業についていただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
24	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	2026年4月までに所有不動産記録証明制度(住所と氏名を索引にして日本全国の所有不動産を検索・証明できる制度)が開始されます。「長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして」を数値や期間を用いて、登記簿情報と固定資産課税台帳情報が更新されるタイミングで林地台帳が更新されるよう記述していただくほうが望ましいと考えます。DXで行政サービスの1オベで台帳が更新されることが望まれています。多面的機能が盛り込まれ約30年、全国森林計画もホップ・ステップ・ジャンプでいうところのジャンプに当たるタイミングになります。所有者が所有林と離れていても(他府県に居住していても)情報が安定するためには、林地台帳のフォーマットを一つにすることが必要です。生物多様性のために残すエリアの存在がわかる項目があれば計画の精度が上がります。 「航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開」について、一番問題なのは1平方メートルあたりレーザー4点では、1800本/ha以上の精度が出ないことです。そろそろ2回目のレーザー測量が開始される場所もあると思います。この壁を越える数値目標をお示し願いたい。また、林野庁で林相区分図と単木情報を一元管理してオープンデータにしたい。	1	現行計画において、II. 4. (1)委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等の中で、林地台帳による森林所有者情報の精度向上を図ることや情報提供の促進について記述をしているところです。さらに、今回、「あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。」の記述を追記しているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
25	全般	<p>水源涵養機能の維持増進を図るためには、水源やその周辺が国有、少なくとも日本国民で連絡がつく身元がはっきりした個人や法人の所有でなければ十分な整備が出来ないと思います。土地の管理なので林野庁の管轄ではないかもしれませんが、森林を安全に管理するには必要だと思います。</p> <p>昨年お遍路を歩きましたが、大雨や台風で割と簡単に倒木が発生したり崖から道に土砂が流れたりすることを知りました。生活道路の確保も山間部は大変だと感じました。砂防ダム等も沢山見ました。都会に住んでいたら全然ありがたみもわからなかったのですが、山の方で食い止めているから下流の自分たちは安全に暮らせているのだなと思います。手入れされた山林と打ち捨てられたような荒れた山林も見ることもあり違いが歴然としていることも知りました。放置された私有地の山林の荒廃も心配です。地元の方々もですが、森林の大切さをもっと知ってもらい下流の町の人々のボランティアもお願いして(力のない女性が手伝える工夫もあるとうれしいです)皆で管理する等できたらいいなと思います。皆が現在の日本の森林の現状を実際に見たら手伝いたいと思う人も出てくるのではないかと思います。</p> <p>ゴミ・産業廃棄物の不法投棄も大問題だと思います。放っておくと災害や火災につながる恐れもあると思います。各署と連携して対処していただきたいです。</p>	1	<p>土地の所有については、Ⅱ. 4. (1)委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等において、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進すること等により長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることを記載しているところです。</p> <p>また、既存の仕組みでは手入れが行き届いていなかった森林の整備を進めていくために、H31年から森林経営管理制度が始まっており、そのことについても同じくⅡ. 4. (1)に記載をしているほか、Ⅱ. 4. (5)その他では、「山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用に推進により、都市と山村の交流を促進する。」の記載をしています。</p>
26	全般	<p>市町村が森林を管理する一番の目的は、生物多様性や森林生態系を保全し、森林が持つ多面的な機能から提供される生態系サービスを、安定的に持続的に受け取るとともに、地域の暮らしの安全と安心を確保することです。</p> <p>市町村が求められている新しいニーズはこの五つが考えられます。そのうち二つに対して考えられる目的や成果は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営に適した森林の抽出 ・非経済林に判定された人工林(修復林)の管理 ・環境林のゾーニング ・森林のモニタリング体制の構築 ・自然災害へのリスク評価 <p>環境林のゾーニングについて 環境林の中から、生物多様性に富むとともに、適切な管理によって保全が図られている場所はOECMの候補地になるので、市町村が抽出できるように整備することが必要となります。そのことは30by30の目標の達成につながります。</p> <p>森林モニタリングの体制の構築について 航空レーザー計測のデータの活用について、人工林に関しては立木本数と樹高が目目され、樹齢が分かれば地位指数が導き出せますが、地域によっては樹齢のデータの精度が良くない場合があります。林地台帳に航空レーザー計測から得られた立木本数、平均樹高、合計材積、使用した樹齢、スギ・ヒノキ・マツ系・その他の樹種別面積、除地を含む生物多様性のための面積の項目が追加されると市町村のみならず、データベースから得られる資料の質が高くなります。</p> <p>これらのニーズを市町村整備計画で対応できるように全国森林計画で林地台帳の共通フォーマットやベースレジストリーで林地台帳が他の台帳と繋がるよう関係調整を進めたいと思います。</p>	1	<p>Ⅱ. 4. (1)委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等において、「森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。」と記載しているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
27	まえがき	<p>「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており」、「とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており」とあります。</p> <p>この部分について、まず「森林は」を「健全な森林は」とする。また、次の「とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に…」の「とりわけ」を削除する。</p> <p>【理由】 本計画案冒頭に、「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており」とあります。すなわち、「全ての」森林が多面的機能を有するとしています。しかし、「森林」の中には、例えば人工林で施業が適切に行われていないため、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の点で、逆に、国民生活にマイナスの影響を及ぼしていると評されるべきものが、今日、各地に多く見受けられます。本計画案は、このくだりに続けて、「とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており」としています。すなわち、今、国土に広大に広がる人工林が、国土の保全等の多面的機能を発揮し、国民生活に大きな恩恵を与えているとの印象を読み手に与えています。しかし、周知のとおり、拡大造林等、戦後の積極的な造林は、貴重な天然林を各地で大規模に伐採して造成された部分が多く、国土の保全等の機能の発揮という点では、元の天然林と比較して、その機能は低いと推定されます。多面的機能をどの程度有するかの測定の基準(レファレンス・レベル)の置き方に問題があります。この点からも、今の森林について、「多面的機能を有して」と、注釈なしに大括りに評することは、正しいと言えません。以上のことから、「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており」の「森林は」を「健全な森林は」とし、次の「とりわけ」を削除する必要があります。</p>	3	<p>まえがき冒頭の「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており」は、森林の有する機能を説明しているものです。その後続く「とりわけ、…」については、天然林に比して人工林の蓄積が大きく増加しているという我が国の森林の状況で特筆すべき点を説明しているものです。そのため、ご提案の部分については、原文のままとさせていただきます。</p>
28	第1表	<p>「生物多様性保全機能」の部分</p> <p>「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。」とあります。</p> <p>この部分について、「健全な森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与する。」、または、「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与し得る」とする。</p> <p>【理由】 「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。」とありますが、生物多様性の保全の点で、逆にマイナスの影響を及ぼしている森林が、今日、各地で多く見受けられます。「全ての森林」が「生物多様性の保全に寄与している」とする判断の基準(レファレンス・レベル)の置き方に問題があると考えます。以上のことから、「健全な森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与する。」等とする必要があります。</p>	3	<p>全国森林計画の上位計画である森林・林業基本計画において、全ての森林は豊かな生物多様性を支える構成要素であるとされていることに即した記載であり、ご提案の部分については、原文のままとさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
29	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 森林の整備及び保全の目標	<p>「本州北部日本海側」、「関東及び中部太平洋側」、「南近畿及び四国東部」、「西日本及び四国西部」並びに「南四国及び九州」の「森林の整備及び保全の目標」の部分において、維持増進が求められる機能として「山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進」等が挙げられています。</p> <p>この部分について、「北海道」、「本州東北部太平洋岸」、「沖縄」を含め、維持増進が求められる機能として、各地域それぞれにおいて「生物多様性保全機能」を挙げる。</p> <p>【理由】 生物多様性は、私たちの生存基盤であり、持続可能な地域づくりの基盤です。昨年12月に生物多様性条約第15回締約国会議で、生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。農林水産省ではこれを受け、今年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、また、政府全体としても同月「生物多様性国家戦略2023-2303」を閣議決定しています。新たな国家戦略では、「2030年ネイチャーポジティブ」を2030年目標として決定しています。「ネイチャーポジティブ」とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。日本の国土の約3分の2は森林であり、2030年目標達成の鍵は、森林政策にあります。</p> <p>以上のことから、「森林の整備及び保全の目標」において、各地域で維持増進が求められる機能として、それぞれに「生物多様性保全機能」を挙げる必要があります。</p>	1	I. 2については、森林の整備及び保全を計画的に推進するにあたって、各広域流域の自然的、社会経済的な特質等に配慮して上で、特に留意すべき事項を記載しているものであり、広域流域ごとに記載している維持増進が求められる機能は異なりますが、「生物多様性保全機能」については、全ての森林に求められるものと考えています。 <p>そのため、全国森林計画では、個別の記載は行わず、I. 1森林の整備及び保全の基本的な考え方の中で、森林の有する各機能を高度に発揮するための取組の推進にあたっては、「生物多様性の保全に果たす役割はもとより」と包括的な記載をしているものであることから、原文のままとさせていただきます。</p>
30	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<p>「森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。」とあります。</p> <p>この部分について、冒頭部分に「流域」を加え、「森林及び流域の生物多様性の保全の観点から…保残に努める」とする。</p> <p>【理由】 森林での生物多様性保全・回復に向けた取組は、単に川上の森林内の生物多様性の保全に関係するだけでなく、森・川・里・海の生態系ネットワークを介して、川・里・海の生物多様性、すなわち、流域全体の生物多様性の保全・回復に大きく関係するものです。</p> <p>以上のことから、「森林及び流域の生物多様性の保全の観点から…保残に努める」と、「流域」を加える必要があります。</p>	1	ご指摘の点については、I. 1の第1表の生物多様性保全機能における森林整備及び保全の基本方針の中で、「とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。」とし、一定の広がりにおいて機能の維持増進を図る旨を記載しているため、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。
31	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<p>(1)立木竹の伐採(間伐を除く。)ア皆伐 の部分</p> <p>「皆伐に当たっては…森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。」とあります。</p> <p>この部分について、「皆伐に当たっては…一箇所当たりの伐採面積の小規模化、伐採区域のモザイク的配置などにより、土壌流出を抑制するとともに、適確な更新を図る。」とする。</p> <p>【理由】 「皆伐」による山地災害防止機能/土壌保全機能、生物多様性保全機能等の公益的機能への影響低減策として、伐採跡地を連続させないことを挙げています。「皆伐」については、伐採跡地に一定幅の樹林帯を確保することとともに、そもそも一箇所当たりの「面積」を公益的機能確保の観点から、小規模なものにすることが重要です。</p> <p>現計画案は「一箇所当たりの伐採面積の規模…に配慮」としていますが、「規模に配慮」という不明瞭な表現でなく、「小規模化」と明示することが重要です。また、公益的機能確保の点でこの場合特に重要な「土壌流出を抑制」を、この部分に改めて明記し、文を分かりやすいものとする必要があります。</p>	1	ご指摘の点については、II. 1. (1). ア皆伐で、「伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ」、「一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し」と記載しており、伐採面積が過大とならないようにしているところです。また、皆伐にあたっては、土壌流出の抑制に限らず、森林の有する各機能の確保が重要であることから、「森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ」と記載していることから、原文のままとさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
32	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<p>(2)間伐の部分 「間伐」の部分の第1パラグラフの末尾「…一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする」の後に、「ただし、自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、複層林、自然林へ誘導するための環境となるよう間伐を行う」との文言を、独立した新たなパラグラフとして追加する。</p> <p>【理由】 現計画案の「間伐」の内容は、林業経営に適した人工林の林業の利用のための「間伐」に関することしか述べられていません。森林経営管理制度(森林経営管理法)では、私有林(人工林)約670万haの約3分の1に当たる林業経営に適さない森林について、森林環境税及び森林環境譲与税を用い、市町村の管理により、間伐、複層林化、自然に近い森林に誘導していくことが構想されています。本計画案の「間伐」の部分に、このことも記述しておく必要があります。</p> <p>(参考)参議院農林水産委員会「森林経営管理法案に対する附帯決議」(平成30年5月24日)「本法を市町村が運用するに当たって、…「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。」</p>	1	<p>全国森林計画は、全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術的指針等を定めるものです。ご指摘のⅡ. 1については、森林の誘導の考え方ではなく、立木竹の伐採や間伐、造林、保育の各施策の具体的な方法を示しているものです。一方、第5表において、自然環境の保全・形成や保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施策を推進するとしているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
33	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<p>(2)間伐の部分 「列状間伐の導入に務める。」に続け、「なお、列状間伐を行うに当たっては、山地災害防止機能/土壌保全機能、生物多様性保全機能等の公益的機能の確保の必要性を踏まえ、規模が過大とならないよう規模の適正に留意するとともに、等高線に沿った列状間伐も検討する。」を追記する。</p> <p>【理由】 個々の林木の形質に関係なく一定間隔ごとの列を機械的に伐採する列状間伐は、「部分皆伐」とも呼ばれ、「皆伐」同様、公益的機能確保の観点から、面積を小規模なものにする必要があります。また、搬出のしやすさから、斜面の上下方向に沿って列状(筋状)に実施されるのが一般的ですが、その施業方法は、森林の山地災害防止機能/土壌保全機能に悪影響を与えます。</p> <p>以上のことから、列状間伐については、規模が過大とならないように留意すること、また、等高線に沿った施業検討の必要性を、尚書きで追記する必要があります。</p>	1	<p>列状間伐に限らず、森林施業の実施に際しては公益的機能の確保が重要であることから、I に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」において、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施について記述しているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
34	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<p>(3)造林 イ天然更新の部分 「天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより…」とあります。この部分について、「埋土種子」を加え、「天然更新については、前生稚樹の生育状況、埋土種子の賦存状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより…」とする。</p> <p>【理由】 天然更新の成否の要因として、前生稚樹の生育状況等とともに、埋土種子の多寡が挙げられます。「埋土種子の賦存状況」を追記する必要があります。</p>	1	<p>「前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の…」の等に、埋土種子の賦存状況や種子の豊凶を含めているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
35	Ⅲ 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項	<p>「土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置…適切な措置を講ずる。」とあります。</p> <p>「法面の緑化」という部分について、「在来種を用いた法面の緑化」とする。</p> <p>【理由】 法面緑化材等として使用されたハリエンジュ等の外来種の種子が、森・里・川・海の生態系ネットワークを通じて、流域全体に広がり、現在も、各地の河川の自然環境保全上の問題となっています。「Ⅲ森林の保全に関する事項」の「2保安施設に関する事業」のp.20「治山事業」の部分では「在来種を用いた植栽・緑化」とされています。「1森林の土地の保全に関する事項」のP.18においても、「在来種を用いた法面緑化」とする必要があります。</p>	1	<p>ご指摘のⅢ. 1においては、森林の土地の保全に関する事項として、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来さない適切な措置を、網羅的かつ簡潔に記載しているものです。より具体的な記述を、Ⅲ. 2に記載しているところであり、ご意見のとおり(3)治山事業においては、「在来種を用いた植栽・緑化」としているところです。</p>

No.	該当箇所	提出意見	処理の結果	処理の理由等
36	Ⅲ 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項	(3) 治山事業 の部分 「現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。」とあります。 この部分について、「必要に応じて」を削除する。 【理由】 「現地の実情を踏まえ」と既に書かれているので、「必要に応じて」は、削除した方が日本語として分かりやすいと考えます。	2	ご提案を踏まえ、「現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や…」に修正します。
37	Ⅲ 森林の保全に関する事項 3 森林の保護等に関する事項	(2) 野生鳥獣による森林被害の防止 の部分 「野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。」とあります。 この部分について、「育成複層林の整備」だけでなく、「人工林の天然林化」「自然に近い森林への誘導」を加え、「野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備、また、人工林の天然林化、自然に近い森林への誘導を推進する。」とする。 【理由】 野生鳥獣との共存を進めるためには、人工林の範疇にある育成人工林をやはり人工林の範疇にある育成複層林にしていくこととともに、人工林の天然林化、自然に近い森林への誘導が重要であり、このことについても述べておく必要があります。	1	「育成複層林の整備」には、人工林択伐後に天然更新による複層林化が含まれているところであり、時間をかけて自然に近い森林へ誘導することとしているものであることから、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。なお、森林の誘導の考え方については、全国森林計画の上位計画である森林・林業基本計画において記述しています。